

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【公開番号】特開2009-261771(P2009-261771A)

【公開日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-045

【出願番号】特願2008-117257(P2008-117257)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 2 B

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貸し出された遊技媒体を用いて遊技を行い、遊技の結果に基づいて遊技媒体を遊技者に払い出す遊技機と、遊技者所有の有価価値を消費して前記遊技媒体を貸し出す際の変換レートを変更可能な貸出手段と、前記遊技機に対応して設けられ、遊技に用いられた遊技媒体のうち前記遊技機外へ導出されて回収された遊技媒体を計数可能な回収手段とから遊技情報を収集し、前記収集された遊技情報を管理する管理手段を備える遊技システムにおいて、

前記収集された遊技情報に基づいて、前記変換レートの変更を許可するか否かを判定する変換レート変更判定手段と、

前記変換レート変更判定手段が、前記変換レートの変更を許可すると判定した場合に、前記変更された変換レートを前記貸出手段に設定する変換レート変更設定手段と、

所定の算出期間において、前記貸し出された貸出遊技媒体数、前記遊技の結果払い出された払出遊技媒体数、及び前記遊技に用いられて回収された回収遊技媒体数を算出する遊技媒体数算出手段と、を備え、

前記変換レート変更判定手段は、

前記算出された貸出遊技媒体数、前記算出された払出遊技媒体数、及び前記算出された回収遊技媒体数に基づいて、払出差数を算出する払出差数算出手段を有し、

前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が予め設定された払出差数判定条件に一致する場合に、前記変換レートの変更を許可することを特徴とする遊技システム。

【請求項2】

前記払出差数算出手段は、

前記算出された貸出遊技媒体数と前記算出された払出遊技媒体数とを加算し、

さらに、前記回収遊技媒体数を減算することによって、前記払出差数を算出することを特徴とする請求項1に記載の遊技システム。

【請求項3】

前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間において、前記遊技機に対応して設けられて前記遊技媒体の貸し出し及び前記遊技の結果により払い出された遊技媒体のうち遊技に用

いられずに前記遊技機外へ導出された遊技媒体を計数可能な計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出し、

前記変換レート変更判定手段は、

前記遊技媒体数算出手段によって算出された計数遊技媒体数及び前記払出差数算出手段によって算出された払出差数に基づいて、前記遊技機に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段を有し、

前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が前記払出差数判定条件に一致しない場合であっても、前記存在遊技媒体数算出手段によって算出された存在遊技媒体数が予め設定された存在遊技媒体数判定条件に一致する場合には、前記変換レートの変更を許可することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技システム。

【請求項4】

前記存在遊技媒体数算出手段は、前記払出差数算出手段によって算出された払出差数から前記遊技媒体数算出手段によって算出された計数遊技媒体数を減算することによって、前記存在遊技媒体数を算出することを特徴とする請求項3に記載の遊技システム。

【請求項5】

前記変換レート変更判定手段は、前記回収手段が回収した遊技媒体を最後に計数してから所定時間が経過した場合に、前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が前記払出差数判定条件に一致するか否かを判定することを特徴とする請求項1から4のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項6】

前記遊技機は、始動条件が成立したことに基づいて補助遊技を実行し、前記補助遊技の結果によって遊技者に有利な特定遊技状態を発生させ、

前記遊技システムは、前記特定遊技状態が発生しているか否かを判定する特定遊技状態判定手段を備え、

前記変換レート変更判定手段は、前記特定遊技状態判定手段によって前記特定遊技状態が発生していると判定された場合に、前記変換レートの変更を許可しないことを特徴とする請求項1から5のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項7】

前記遊技機は、始動条件が成立したことに基づいて補助遊技を実行し、前記補助遊技の結果によって遊技者に有利な特定遊技状態を発生させるとともに、直ちに前記補助遊技を実行できない状態において成立した始動条件を上限値の範囲内で記憶するよう構成され、

前記遊技システムは、

前記遊技機に記憶される始動条件の上限値情報を記憶する上限値情報記憶手段を備え、前記変換レート変更判定手段は、

前記上限値情報記憶手段に記憶された上限値情報、前記遊技機から収集された前記始動条件の成立情報及び前記補助遊技の終了情報に基づいて、前記補助遊技を実行可能な有効始動条件のうち、結果が未確定の補助遊技が存在するか否かを判定する補助遊技判定手段を有し、

前記補助遊技判定手段によって、結果が未確定の補助遊技が存在すると判定された場合に、前記変換レートの変更を許可しないことを特徴とする請求項1から6のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項8】

前記遊技システムは、

前記算出期間を設定する指示を受け付ける設定指示受付手段と、

前記設定指示受付手段が前記設定の指示を受け付けた時点から前記算出期間が開始するよう、前記算出期間を設定する算出期間設定手段と、を備え、

前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間設定手段によって設定された算出期間の開始時点からの、前記貸出遊技媒体数、前記払出遊技媒体数、及び前記回収遊技媒体数を算出することを特徴とする請求項1から7のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項9】

前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間において、前記遊技機に対応して設けられて前記遊技媒体の貸し出し及び前記遊技の結果により払い出された遊技媒体のうち遊技に用いられずに前記遊技機外へ導出された遊技媒体を計数可能な計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出し、

前記変換レート変更判定手段は、

前記遊技媒体数算出手段によって算出された計数遊技媒体数及び前記払出差数算出手段によって算出された払出差数に基づいて、前記遊技機に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段と、を有し、

前記貸出手段は、

遊技者の操作に基づいて、前記計数手段によって計数された遊技媒体数を所定の記録媒体に記録する精算処理を実行し、

前記算出期間設定手段は、前記精算処理が実行された時点から前記算出期間が開始するよう、前記算出期間を設定し、

前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間設定手段によって設定された算出期間の開始時点から、前記計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出することを特徴とする請求項8に記載の遊技システム。

【請求項10】

前記遊技システムは、

前記払出差数算出手段によって算出された前記払出差数が負の値となった場合に、遊技者による遊技媒体の持ち込みがあったと判定する持込判定手段と、

前記持込判定手段によって遊技者による遊技媒体の持ち込みがあったと判定された場合に、前記遊技者による遊技媒体の持ち込みがあったこと及び前記遊技者による遊技媒体の持ち込みがあった遊技機を特定する情報を報知する報知手段と、を備えることを特徴とする請求項2から9のいずれか一つに記載の遊技機システム。

【請求項11】

前記持込判定手段は、

前記算出期間において、前記貸出手段が遊技媒体を貸し出したか否かを判定することで、前記遊技媒体の持ち込みが行われた場合の警告度を設定する警告度設定手段を含み、

前記報知手段は、前記警告度設定手段によって設定された警告度で前記遊技者による遊技媒体の持ち込みがあったことを報知することを特徴する請求項10に記載の遊技システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

第1の発明は、貸し出された遊技媒体を用いて遊技を行い、遊技の結果に基づいて遊技媒体を遊技者に払い出す遊技機と、遊技者所有の有価価値を消費して前記遊技媒体を貸し出す際の変換レートを変更可能な貸出手段と、前記遊技機に対応して設けられ、遊技に用いられた遊技媒体のうち前記遊技機外へ導出されて回収された遊技媒体を計数可能な回収手段とから遊技情報を収集し、前記収集された遊技情報を管理する管理手段を備える遊技システムにおいて、前記収集された遊技情報に基づいて、前記変換レートの変更を許可するか否かを判定する変換レート変更判定手段と、前記変換レート変更判定手段が、前記変換レートの変更を許可すると判定した場合に、前記変更された変換レートを前記貸出手段に設定する変換レート変更設定手段と、所定の算出期間において、前記貸し出された貸出遊技媒体数、前記遊技の結果払い出された払出遊技媒体数、及び前記遊技に用いられて回収された回収遊技媒体数を算出する遊技媒体数算出手段と、を備え、前記変換レート変更判定手段は、前記算出された貸出遊技媒体数、前記算出された払出遊技媒体数、及び前記算出された回収遊技媒体数に基づいて、払出差数を算出する払出差数算出手段を有し、前

記払出差数算出手段によって算出された払出差数が予め設定された払出差数判定条件に一致する場合に、前記変換レートの変更を許可することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

第3の発明は、前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間において、前記遊技機に対応して設けられて前記遊技媒体の貸し出し及び前記遊技の結果により払い出された遊技媒体のうち遊技に用いられずに前記遊技機外へ導出された遊技媒体を計数可能な計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出し、前記変換レート変更判定手段は、前記遊技媒体数算出手段によって算出された計数遊技媒体数及び前記払出差数算出手段によって算出された払出差数に基づいて、前記遊技機に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段を有し、前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が前記払出差数判定条件に一致しない場合でも、前記存在遊技媒体数算出手段によって算出された存在遊技媒体数が予め設定された存在遊技媒体数判定条件に一致する場合には、前記変換レートの変更を許可することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

第7の発明は、前記遊技機は、始動条件が成立したことに基づいて補助遊技を実行し、前記補助遊技の結果によって遊技者に有利な特定遊技状態を発生させるとともに、直ちに前記補助遊技を実行できない状態において成立した始動条件を上限値の範囲内で記憶するよう構成され、前記遊技システムは、前記遊技機に記憶される始動条件の上限値情報を記憶する上限値情報記憶手段を備え、前記変換レート変更判定手段は、前記上限値情報記憶手段に記憶された上限値情報、前記遊技機から収集された前記始動条件の成立情報及び前記補助遊技の終了情報に基づいて、前記補助遊技を実行可能な有効始動条件のうち、結果が未確定の補助遊技が存在するか否かを判定する補助遊技判定手段を有し、前記補助遊技判定手段によって、結果が未確定の補助遊技が存在すると判定された場合に、前記変換レートの変更を許可しないことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

第9の発明は、前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間において、前記遊技機に対応して設けられて前記遊技媒体の貸し出し及び前記遊技の結果により払い出された遊技媒体のうち遊技に用いられずに前記遊技機外へ導出された遊技媒体を計数可能な計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出し、前記変換レート変更判定手段は、前記遊技媒体数算出手段によって算出された計数遊技媒体数及び前記払出差数算出手段によって算出された払出差数に基づいて、前記遊技機に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段と、を有し、前記貸出手段は、遊技者の操作に基づいて、前記計数手段によって計数された遊技媒体数を所定の記録媒体に記録する精算処理を実行し、前記算出期間設定手段は、前記精算処理が実行された時点から前記算出期間が開始するように、前記算出期間を設定し、前記遊技媒体数算出手段は、前記算出期間設定手段によって設定された算

出期間の開始時点から、前記計数手段によって計数された計数遊技媒体数を算出することを特徴とする。